



# 栃木県公報

平成30(2018)年  
9月11日(火)  
第3020号

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法による指定施術機関の指定..... 727
- 地籍調査事業計画の決定..... 727

### 公 告

- 平成30(2018)年度砂利採取業務主任者試験の実施..... 728

### 正 誤

- 第3016号中..... 729

## 告 示

### 栃木県告示第467号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第1項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成30(2018)年9月11日

栃木県知事 福田 富一

指 定 年 月 日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
平成30(2018)年 7月25日	古谷 直子	小山市東城南5 9 1	訪問医療マッサージKEiROW小山ステーション	小山市花垣町1 7 6
平成30(2018)年 8月2日	金井 稔	足利市田中町762 パームス足利304	はなぶさ治療院	足利市八幡町2 7 14
平成30(2018)年 8月2日	佐藤 正三	足利市大沼田町78 3	はなぶさ治療院	足利市八幡町2 7 14
平成30(2018)年 8月2日	佐藤 昇	足利市八幡町600-20 県営八幡住宅6 42	はなぶさ治療院	足利市八幡町2-7-14

(保健福祉課)

### 栃木県告示第468号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成30(2018)年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

なお、調査地域を示す図面は、栃木県農政部農村振興課及び関係市町に備え置いて縦覧に供する。

平成30(2018)年9月11日

栃木県知事 福田 富一

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
宇都宮市	宇都宮市のうち白沢Ⅰ、芦沼、針ヶ谷Ⅰ、針ヶ谷Ⅱ、針ヶ谷Ⅲ、駒生Ⅴ、細谷Ⅱ及び中岡本地区	平成30 (2018) 年 4 月 1 日から
佐野市	佐野市のうち植上Ⅲ及び植上Ⅳ・若宮上Ⅰ地区	
鹿沼市	鹿沼市のうち緑町・幸町Ⅱ及び緑町・幸町Ⅲ地区	
日光市	日光市のうち中三依Ⅲ地区	
小山市	小山市のうち粟宮Ⅲ、粟宮Ⅳ及び粟宮Ⅴ地区	
大田原市	大田原市のうち黒羽向町Ⅳ、下石上Ⅰ、黒羽田町Ⅰ・八塩Ⅰ及び下石上Ⅱ・薄葉Ⅰ地区	
矢板市	矢板市のうち扇町Ⅰ、下太田Ⅰ及び東泉Ⅰ地区	
那須塩原市	那須塩原市のうち沼野田和Ⅲ、下中野Ⅲ、島方Ⅲ及び下中野Ⅳ地区	
さくら市	さくら市のうち馬場Ⅲ及び馬場Ⅳ地区	
那須烏山市	那須烏山市のうち大木須Ⅶ、野上Ⅲ及び大木須Ⅷ地区	
下野市	下野市のうち上古山Ⅰ・下古山Ⅰ地区	平成31 (2019) 年 3 月 31 日まで
上三川町	上三川町のうち西汗Ⅳ、西汗Ⅴ、上神主Ⅱ、上神主Ⅲ・下神主Ⅰ及び坂上Ⅱ地区	
益子町	益子町のうち山本Ⅴ、山本Ⅵ、山本Ⅶ、山本Ⅷ及び山本Ⅸ地区	
茂木町	茂木町のうち山内Ⅴ及び深沢Ⅲ地区	
市貝町	市貝町のうち赤羽Ⅰ地区	
芳賀町	芳賀町のうち西水沼Ⅱ、西水沼Ⅲ、西高橋Ⅰ及び西高橋Ⅱ地区	
野木町	野木町のうち若林Ⅱ及び若林Ⅲ地区	
塩谷町	塩谷町のうち船場Ⅰ及び船場Ⅱ地区	
高根沢町	高根沢町のうち上柏崎Ⅱ及び飯室Ⅰ地区	
那須町	那須町のうち岡室、高久、丸山Ⅰ及び廻り谷地区	
那珂川町	那珂川町のうち盛泉Ⅰ、大内Ⅳ、大内Ⅴ、大内Ⅵ及び谷川Ⅶ地区	

(農村振興課)

## 公 告

### ○平成30 (2018) 年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法 (昭和43年法律第74号) 第15条第1項に規定する砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則 (昭和43年通商産業省令第80号) 第8条の規定により公告する。

平成30 (2018) 年 9 月 11 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 試験日時  
平成30（2018）年11月9日（金）  
午前10時から正午まで（120分）
- 2 試験場所  
栃木県庁本館9階会議室3  
宇都宮市塙田1丁目1番20号
- 3 試験科目  
(1) 砂利の採取に関する法令  
(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 4 受験手続  
(1) 受験願書及び添付書類  
砂利採取業者の登録等に関する規則第10条の規定による受験願書1部、写真2葉（縦6cm、横5.5cmの正面上半身像で、受験願書提出前6月以内に撮影したもの。その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。）  
(2) 願書受付期間  
平成30（2018）年10月9日（火）から同月24日（水）まで。ただし、郵送分については、同日の消印のあるものまで有効。  
(3) 受験手数料  
栃木県収入証紙8,000円分（受験願書に貼ること。）  
(4) 受験資格  
特になし  
(5) 願書提出先及び問合せ先  
栃木県産業労働観光部工業振興課鉱政担当（本館6階）  
〒320-8501 宇都宮市塙田1丁目1番20号 ☎028（623）3197  
(6) 合格者の発表  
ア 合格発表日時  
平成30（2018）年11月30日（金）午前10時  
イ 合格発表場所  
県庁屋外掲示場に掲示する。  
ウ 合格証の交付  
合格発表後、合格者には、合格証を郵送により交付する。  
(7) その他  
受験願書の用紙は、栃木県産業労働観光部工業振興課に備え付けるとともに県ホームページに掲載する。  
なお、用紙の郵送を希望する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書請求」と朱記の上、氏名及び住所を明記した82円分の切手を貼った返信用封筒を同封して請求すること。

（工業振興課）

**正 誤**

発行番号	ページ	行	正	誤
	690	11	栃木市園部町203-Ⅱ-1003	栃木市園部町203-Ⅱ-1003
		13	栃木市園部町203-Ⅱ-1005	栃木市園部町203-Ⅱ-1005
		18	栃木市園部町203-Ⅱ-1010	栃木市園部町203-Ⅱ-1010

第3016号	691	13～24	栃木市下津原ⅠD 1002	別紙図面のと おり。(図面 省略)	土石流	別紙図面のと おり。(図面 省略)	栃木市下津原ⅠD 1002	別紙図面のと おり。(図面 省略)	土石流	別紙図面のと おり。(図面 省略)
			栃木市大田和ⅠD 1003	別紙図面のと おり。(図面 省略)		急傾斜地 の崩壊	別紙図面のと おり。(図面 省略)			
			栃木市小野寺ⅡD 1001	別紙図面のと おり。(図面 省略)		急傾斜地 の崩壊	別紙図面のと おり。(図面 省略)			
			栃木市仲方町ⅢD 1001	別紙図面のと おり。(図面 省略)		急傾斜地 の崩壊	別紙図面のと おり。(図面 省略)			
			栃木市岩出町ⅢD 1002	別紙図面のと おり。(図面 省略)		急傾斜地 の崩壊	別紙図面のと おり。(図面 省略)			
			栃木市大田和ⅢD 1003	別紙図面のと おり。(図面 省略)		急傾斜地 の崩壊	別紙図面のと おり。(図面 省略)			
	下から10	栃木市園部町203-Ⅱ-1003	栃木市園部町203-Ⅱ-1003							
	下から6	栃木市園部町203-Ⅱ-1005	栃木市園部町203-Ⅱ-1005							
	692	2～9	栃木市鷲巣203 Ⅱ-1009	別紙図面のと おり。(図面 省略)	急傾斜地 の崩壊	別紙図面のと おり。(図面 省略)	栃木市下津原203 -Ⅲ-1004	別紙図面のと おり。(図面 省略)	急傾斜地 の崩壊	別紙図面のと おり。(図面 省略)
			栃木市梓町203 Ⅲ-1005	別紙図面のと おり。(図面 省略)		急傾斜地 の崩壊	別紙図面のと おり。(図面 省略)			
栃木市平井町203 -Ⅲ-1006			別紙図面のと おり。(図面 省略)		急傾斜地 の崩壊	別紙図面のと おり。(図面 省略)				
栃木市鷲巣203 Ⅱ-1009			別紙図面のと おり。(図面 省略)		急傾斜地 の崩壊	別紙図面のと おり。(図面 省略)				
10		栃木市園部町203-Ⅱ-1010	栃木市園部町203-Ⅱ-1010							